

議案第 17 号

澁川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

澁川市長 高 木 勉

澁川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

澁川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例（平成 18 年澁川市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「1 月」を「1 か月」に改め、同条第 2 項中「6 月」を「6 か月」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

在職期間	割合
6 か月	100 分の 212.5
3 か月以上 6 か月未満	100 分の 127.5
3 か月未満	100 分の 63.75

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和 4 年 6 月の期末手当の支給についての改正後の第 4 条第 2 項の規定の適用については、澁川市職員の給与に関する条例及び澁川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年澁川市条例第 号。以下この項において「令和 4 年改正条例」という。）附則第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。この場合において、附則第 2 項中「第 1 条の規定による改正後の澁川市職員の給与に関する条例（第 1 号イにおいて「新給与条例」という。）第 30 条第 2 項（同条第 3 項又は第 2 条の規定による改正後の澁川市一般職の任期付職員の採用及び給与

の特例に関する条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び渋川市職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第30条第4項から第6項まで又は第37条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定とあるのは「渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例(令和4年渋川市条例第 号)による改正後の同条例第4条第2項の規定にかかわらず、当該規定」と、「給与条例の」とあるのは「渋川市職員の給与に関する条例の」と、同項第1号イ中「新給与条例第30条第2項」とあるのは「令和4年改正条例第1条の規定による改正後の渋川市職員の給与に関する条例第30条第2項」と、附則第3項中「給与条例」とあるのは「渋川市職員の給与に関する条例」と読み替えるものとする。

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

理 由

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて改正しようとするものである。

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																
<p>（期末手当）</p> <p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する者に対して支給する。これらの基準日前<u>1</u>か月以内に、任期が満了し、辞職し、退職し、失職し、又は死亡したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、退職、失職又は死亡の日現在）においてその者が受けるべき給料月額とその額に100分の15の割合を乗じて得た額を合算した額に、基準日以前<u>6</u>か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、別表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">在職期間</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>6</u>か月</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の212.5</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u>か月以上<u>6</u>か月未満</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の127.5</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u>か月未満</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の63.75</u></td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	<u>6</u> か月	<u>100分の212.5</u>	<u>3</u> か月以上 <u>6</u> か月未満	<u>100分の127.5</u>	<u>3</u> か月未満	<u>100分の63.75</u>	<p>（期末手当）</p> <p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する者に対して支給する。これらの基準日前<u>1</u>月以内に、任期が満了し、辞職し、退職し、失職し、又は死亡したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、退職、失職又は死亡の日現在）においてその者が受けるべき給料月額とその額に100分の15の割合を乗じて得た額を合算した額に、基準日以前<u>6</u>月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、別表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">在職期間</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>6</u>月</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の220</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u>月以上<u>6</u>月未満</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の132</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u>月未満</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の66</u></td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	<u>6</u> 月	<u>100分の220</u>	<u>3</u> 月以上 <u>6</u> 月未満	<u>100分の132</u>	<u>3</u> 月未満	<u>100分の66</u>
在職期間	割合																
<u>6</u> か月	<u>100分の212.5</u>																
<u>3</u> か月以上 <u>6</u> か月未満	<u>100分の127.5</u>																
<u>3</u> か月未満	<u>100分の63.75</u>																
在職期間	割合																
<u>6</u> 月	<u>100分の220</u>																
<u>3</u> 月以上 <u>6</u> 月未満	<u>100分の132</u>																
<u>3</u> 月未満	<u>100分の66</u>																